

安八町告示第8号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年12月24日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成31年2月6日

安八町監査委員
安八町監査委員

清 伸
大平



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成30年12月24日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年10月30日の県道路整備懇談会の折のタクシー代 2,350円と410円及び1,950円の計4,710円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書（複合）
新幹線代他町長分（10/30県道路整備懇談会 総務課長立替分）
2. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令明細書（複合）
3. 平成29年度 証拠書類貼付台紙
4. 伺い 支出命令の取り消しについて

- (平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
5. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年12月27日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成29年10月30日の県道路整備懇談会の折のタクシー代2,350円と410円及び1,950円の計4,710円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年1月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成31年1月6日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

なお、別に平成31年1月9日、平成31年1月31日付で本件請求に係る追加書類を受理した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しく

は不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、平成31年1月10日、平成31年2月5日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成29年9月1日「岐阜県道路整備懇談会の開催について(通知)」が、岐阜県国道協会、岐阜県市町村道路整備促進期成同盟会、岐阜県街路事業促進協議会、岐阜県無電柱化推進協議会 会長 岐阜市長 細江 茂光から安八町長 堀 正(以下「町長」という。)に送達された。
- (2) (1)の内容は、「1. 日時 平成29年10月30日(月) 受付16時45分/懇談会17時15分~18時30分、2. 場所 グランドアーク半蔵門3階光の間/東京都千代田区隼町1番1号 TEL03-3288-0111(以下「開催場所」という。)、3. テーマ 「道路整備に対する地域の思い」について(2~3分程度)、4. 参加者 県選出国會議員/岐阜県/県内市町村長/民間団体(商工会議所)/地域住民、5. その他 受付後、食事をご用意しております。」であった。
- (3) 平成29年9月5日、FAXにて「出席」の報告をした。
- (4) 町長は、平成29年10月30日(月)に(1)にて通知を受けた岐阜県道路整備懇談会(以下「懇談会」という。)に出席した。
- (5) 町長は、平成29年10月30日(月)に(1)にて通知を受けた懇談会の開催場所に向かうため、一部の区間でタクシーを使用した。
- (6) (5)についてだが、東京駅から半蔵門駅までの区間は地下鉄を使用し、そこから開催場所まで徒歩で向かったが、開催場所への到着が懇談会の時間(17時15分)を過ぎることが予想されたため、急遽、地下鉄を下車した半蔵門駅から開催場所までの区間(410円)でタクシーを使用した。
- (7) (6)により、開催場所への到着が懇談会の開催時間(17時15分)を過ぎることはなかった。
- (8) 懇談会(17時15分~18時30分)では、「道路整備に対する地域の思い」をテーマとして、参加者ら(県選出国會議員、岐阜県、県内市町村長、民間団体(商工会議所)、地域住民)がそれぞれの立場で意見交換をした。

- (9) 町長は、懇談会終了後、開催場所から帰町するため、開催場所から東京駅までの区間（2,350円）でタクシーを使用した。
- (10) 町長は、新幹線を使用し帰町（東京駅から岐阜羽島駅まで）した。
- (11) (10)により町長が岐阜羽島駅に到着した時は、大幅に職員の終業時刻が過ぎており公用車を使用できなかったことから、岐阜羽島駅から自宅（安八町東結）までの区間（1,950円）でタクシーを使用した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

2 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

4 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その権限と職務は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるのであれば、許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方と良好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とする客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「平成29年度支出負担行為決議書兼支出命令書に添付された平成29年度証拠書類貼付台紙には、タクシー代として国際自動車株式会社の2,350円の領収書と日月東交通株式会社の410円の領収書と岐阜羽島バス・タクシー(株)の1,950円の領収書が添付されているが、それぞれのタクシー使用がどこから乗車したのか、そして、どこで降りたのか記載がなくタクシー利用の詳細が不明であり、それぞれのタクシー代について公金の支出の証拠書類であるタクシー使用の内容における記載が乏しく疑義が持たれるものであると言わざるをえない。地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されており、本件、タクシー使用は乗車場所及び降車場所が不明であり必要且つ最小の限度を超えての支出ではないことが証することができず違法若しくは不当な公金の支出と言わざるをえないものであり、また、本件、県道路整備懇談会とはどのような目的の会であり、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証できなければ支出として許されないものである。」との理由から、「第1 監査の請求/3 請求の趣旨が必要且つ最小の限度を超えての支出でないことを証することができなければ違法若しくは不当な公金の支出であり、安八町が損害を被ったと言わざるをえない。」と主張している。

ちなみに、請求人が前段で主張している理由の根拠は、住民監査請求追加書類の提出について(平成31年1月9日受付第3207号、平成31年1月31日受付第3535号)であると考える。

本件監査では、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(4)の公務性について検討することとした。

地方公共団体が公金を支出するにあたっては、財政運営を健全に維持するために、第6 判断に当たっての関係法令等について/1、2、3のとおりである。

また、町長の権限と職務については、第6 判断に当たっての関係法令等について/4 町長の権限及び職務についてのとおりである。

本件についてこれをみるに、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(4)の目的は、地域の道路整備の必要性やその予算確保について懇談することであり、その経緯については、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(1)、(2)、(3)のとおりであった。

そして、その詳細については、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(8)のとおりであった。

これらのことを第6 判断に当たっての関係法令等について/1、2、3、4に当てはめてみるに、安八町のまちづくりにおいても関係機関や他町村との連携は

必要不可欠であり、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(8)中、地域(安八町)の道路整備の実現は特に優先されるべき事項であると考え。

したがって、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(4)は、「若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくり」に資するものであることがいえ、そうであるから懇談会は、首長である町長の職務の範囲内であり、公務と認められる。

以上のことから、本件請求で請求人が主張する、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(6)、(9)、(11)に係る公金の支出については、本件請求は公務と認められる懇談会に付随して支出されたものであることから、町に損害を与えるものでないと判断する。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由及び住民監査請求追加書類の提出について(平成31年1月9日受付第3207号、平成31年1月31日受付第3535号)の記載のとおり、公務であること等を証する書面を安八町が保有していないことを理由に、本件請求が「違法若しくは不当な公金の支出と言わざるをえないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

行政が取り扱う公金は、町民の負担する税金等で賄われていることに鑑み、違法若しくは不当な公金の支出、また、その行為によって安八町が損害を被っている等の疑念や不審を抱かれることのないよう透明性を確保するとともに、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応していくべきである。